

そして少年は大人になる

政治経済学部 2 年 伊藤直哉

0 社会認識・理想社会像・問題意識

昨今、グローバル化に伴いヒト・モノ・カネ・情報などの流通が盛んになっている。また、産業構造の高度化により社会が成熟化した。その流れの中で人々の持つ価値観が多様化してきている。各人が多様な価値観を持つことにより、多様なライフコースをとり始めている。この結果として、成熟化による価値観の多様化が人々に自由をもたらす一方で、その自由の中で安定感を得ることに苦心する状況を発生させた。さらに、こうした流れの中で、働き手である若者が相対的に減少することにより、現役世代の一人あたりが支える弱者の割合が増えている。また、経済の成長も頭打ちになっている。こうしたことから、弱者への再分配がうまくいかなくなっている現状がある。

私の理想社会像は「自律できる社会」である。自律とは、自らが能動的に判断することを指す。自らが能動的に判断できることで人間は主体的に生活できる。自律するためにはまず愛着を形成する必要がある。他者からの承認を受けることによって、幼少期において愛着の形成が可能となる。そして、承認や愛着の形成は自分が何者であるかというアイデンティティの獲得を促す。そして、自分が何者であるかを知ることにより、人は能動的に判断できるようになる。また、家庭内において子どもは愛着を形成する。その愛着の形成に欠かすことができない存在が親である。子どもにとって親は生まれた直後における唯一の他者である。つまり、初めての他者である親との愛着を形成できないことは、初めての他者から承認を受けることができないことと同義である。したがってそのようにしてアイデンティティを獲得できない子どもは自分が何者であるかがわからないという状態に陥る。自分が何者であるかがわからないということは、即ち能動的に振舞うことができないことを意味する。能動的に振舞うことができない結果、例えば、引きこもりや働くことができないといった現象を引き起こし、社会に対して進出していくことが難しくなる。人は社会に進出することにより安定的な自律を獲得することができる。それは獲得した自律性を継続させるという意味を持つ。そして、安定性の観点からみると、その個人の身の回りの人々が住まう地域社会における相互扶助が他者との関係性を強固なものとする点で、より自分を知ることができ、自律的に生きることを助ける。また、人が成長していく上で施されるものには他律的なものが多い。例えば、教育や養育である。他律的な要素は子ども期において自らの力が及びづらいため、家庭や国家などがそれを保障する必要がある。特に少年犯罪において、子どもは自らを律することができずに犯罪に手を染めてしまう。彼らの生育環境をみると、虐待を受けた経験があるなど、家庭環境が劣悪である傾向にあり、自ら

の力が及びにくい現状にあるといえる。これは裏返してみれば、地域社会における人々の相互扶助による自律性確保の相対的な減少を意味している。また、一般犯罪と比べて再犯率は高く、社会に復帰することが困難になっている。したがって自律できない点から発生する特性を持つ、少年非行の発生を問題意識として抱く。

目次

0 社会認識・理想社会像・問題意識

I 現状分析

I - i 少年非行とは

I - ii 一般犯罪と少年犯罪を分ける理由

I - iii 少年犯罪の件数

II 原因分析

II - i 犯罪原因に対する考察

II - i - i 生物学的要因説

II - i - ii 学習要因説

II - i - iii 環境要因説

II - i - iv 犯罪要因説

II - i - v 多元的原因論

II - ii 現代非行と若者の問題行動

II - ii - i いきなり型非行

II - ii - ii インナーチャイルド

II - ii - iii 発達障碍

II - ii - iv 行動化

II - ii - v 対人コミュニケーション

II - ii - vi 犯罪抑止力としての他者の不在

II - iii 非行原因調査

II - iii - i 家庭問題

II - iii - ii 交友の問題

II - iii - iii 学校の問題

II - iii - iv 規範意識

II - iv 原因分析をまとめ

III 政策

III - i ボランティアを活用した地域における関係性の構築

III - ii こんにちは赤ちゃん事業の拡大

III - iii 発達障碍対策

III - iv 学校教育の場における SST

Ⅲ-ⅴ 居場所の創出

Ⅳ 結

参考文献

参考 URL

I 現状分析

I-i 少年非行とは

まず、少年の定義について、

第二条 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

と少年法に記載されている。ここで注意すべき点は「少年」という言葉には女性も含まれている点である。

また、少年非行を起こす「非行少年」とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、

<1>罪を犯した少年（犯罪行為時に 14 歳以上であった少年である。）

<2>14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

<3>保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

をいう（少年法 3 条第 1 項）。つまり、20 歳未満の少年による犯罪を少年非行と呼んでいるのである。

I-ii. 一般犯罪と少年犯罪を分ける理由

少年という言葉でイメージされるものは、人それぞれで異なるが、一律 20 歳未満というように、年齢によって区切られている。この定義は酒やたばこや投票など同様の年齢である。それでは、なぜ犯罪を少年だけ特別に処遇するのか。これには 2 つの理由がある。1 つは、行為者が少年であるため、物事の是非については十分に判断ができない、あるいは、少年というのは他者から影響を受けやすく、それゆえに、成人と比べた場合、犯罪を遂行する際に十分な判断が行われていない、というものである。つまり、少年は成人と比べ、思考力・判断力に欠けるゆえに、成人と同じようには、その行為に対する責任を問うことはできない、ということである。そしてもう 1 つの理由は少年がまだ成長過程にあることから、たとえ犯罪という重大な行為を行っても、十分、矯正・社会復帰は可能であるとする見方である。つまり、少年は成人と比べ、物事を柔軟にとらえることが可能であり、た

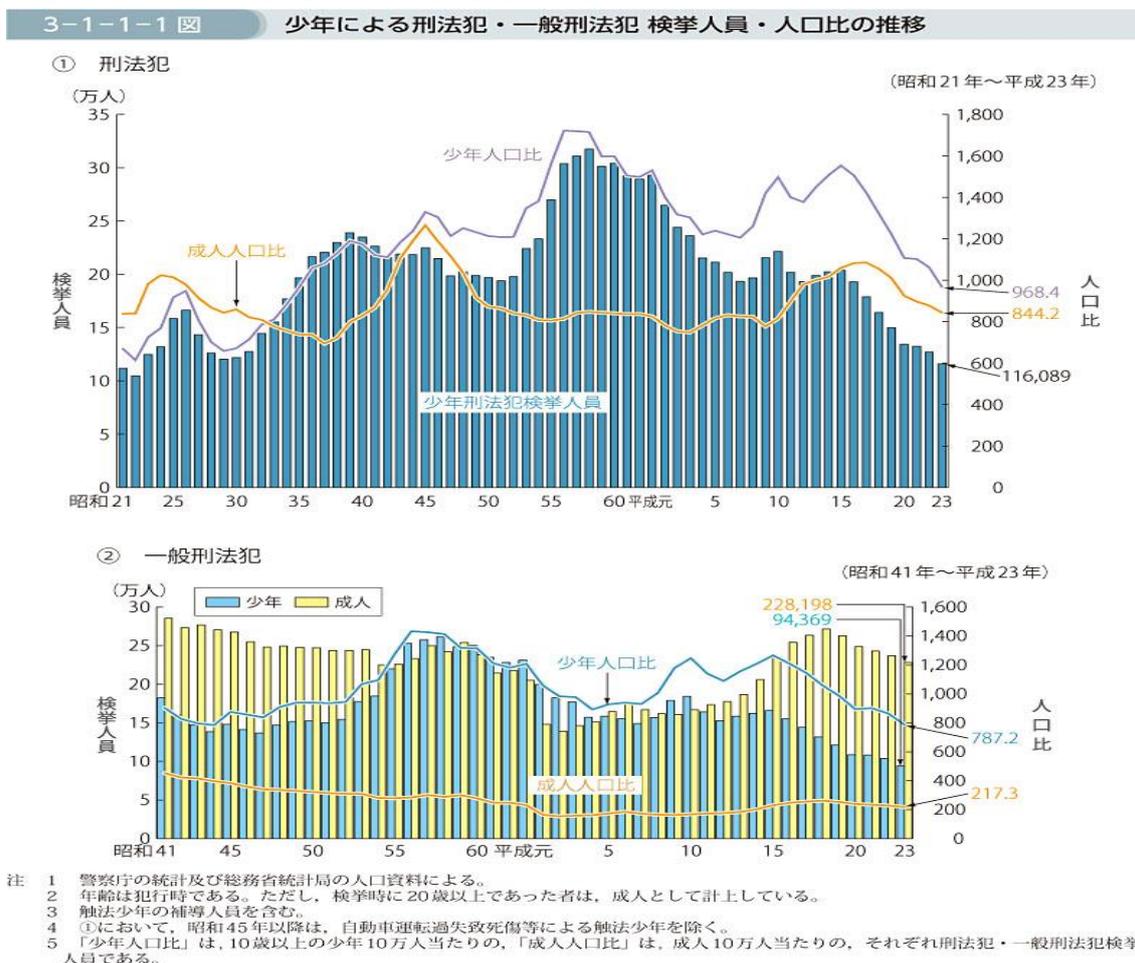
とえ悪に染まってしまったとしても、教育次第では十分にやり直すことができるということである。つまり、犯罪を起こしてしまう場合は彼ら自身が自律できていないことを意味している。そして、こうした教育可能性は一般的に可塑性と呼ばれ、この可塑性に富んでいることが、成人と少年とを分ける、1つの重要な要素となっているのである。

犯罪を起こしてしまう一歩手前の状態において考えれば、彼らの可塑性による犯罪防止も比較的容易であることがいえる。

I-iii 少年犯罪の件数

以下に、最近の少年による刑法犯の検挙人員（触法少年の補導人員を含む）及び人口比の推移（昭和21年以降）は、図①のとおりである。少年による刑法犯の検挙人員の推移には、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。59年以降は、平成7年まで減少傾向にあり、その後、若干の増減を経て、16年から毎年減少し続け、23年は11万6,089人（前年比8.7%減）であった。人口比についても、16年から毎年低下し、23年は、968.4（前年比92.9pt低下）であった。

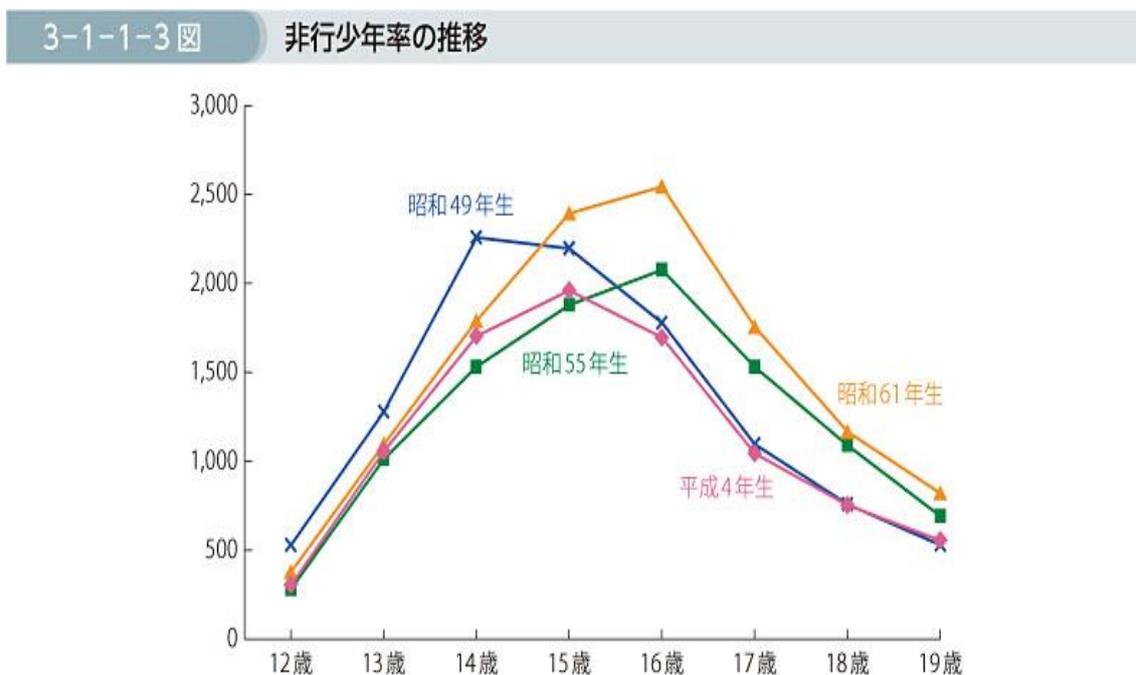
図① 少年による刑法犯・一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移



上記のグラフを見ると、成人よりも少年のほうが犯罪を起こしやすいことがわかる。

少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和49年、55年、61年及び平成4年の者について、12～19歳の各年齢時における非行少年率を見ると、図②のとおりである。昭和49年生まれの者は、他の出生年の者と比べ、低年齢時の非行少年率が高く、ピークを迎える年齢も、他の出生年の者が15～16歳であるのに対し、14歳と低くなっている。他方、61年生まれの者は、15歳以上の非行少年率が他の出生年の者に比べて一貫して高い。出生年にかかわらず、少年が非行に及ぶ率が高いのはおおむね14～17歳であり、多くが中学卒業・高校入学時期の±2年ほどである。

図② 非行少年率の推移



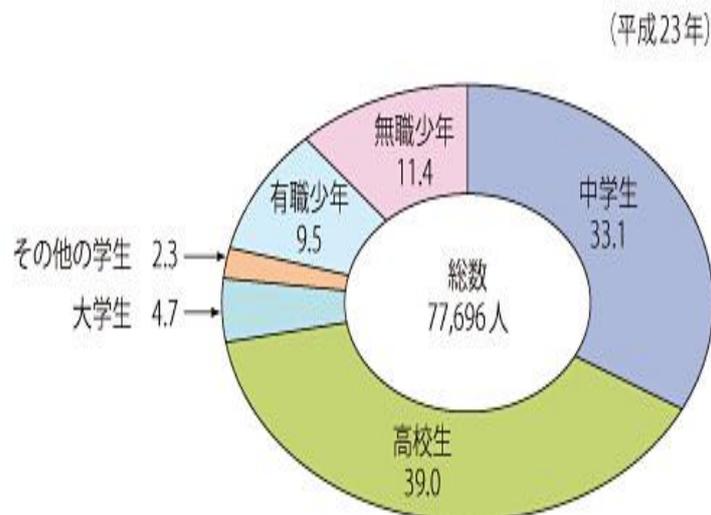
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 「非行少年率」は、それぞれの年齢の者10万人当たりの一般刑法犯検挙（補導）人員をいう。

次に、就学・就労状況と非行について、平成23年における犯罪少年（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く一般刑法犯）の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、図③のとおりである。高校生が最も多く、次いで、中学生、無職少年の順となっている。

図③ 少年による一般刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

3-1-1-5 図

少年による一般刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 警察庁の統計による。
2 就学・就労状況は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 触法少年の補導人員を含まない。
4 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

図を見ればわかるように、7割強が中高生による犯行であることがわかる。少年の非行予防の観点から見れば、遅くとも14～17歳までには予防的支援を重点的に行うことが重要であることがいえる。

II.原因分析

II-i 犯罪原因に対する考察

なぜ人間が犯罪を起こすのか。これに対する答えを出すべく、多くの研究行われてきた。

II-i-i 生物学的要因説

優生学とはある人種の生得的質の改善に影響を及ぼすすべての要因を扱う学問であり、またその生得的質を最善の状態に導こうとする学問である。したがって優生学には理論上、結婚制限、断種、隔離等により望ましくない遺伝因子を排除しようとする〈消極的〉優生学と、税制優遇や法的強制により望ましい遺伝因子をもつ人間の多産や早婚を奨励する〈積極的〉優生学がありうることになる。19世紀に結婚及び出産制限が検討されていた優生政策は、20世紀に入ると種の根絶を目指して介入を志向するようになる。優秀な人物は子孫を残し、優秀ではない人物は子孫を残さないという状況から、1930年代になると、生きる価値のないものと生きる価値のあるものに振り分けられるようになる。知能検査は以上の

ような選択をするために用いられた。知能検査の実用化のために、はっきりしない原因が存在する点を無視した。ロンブローゾは 19 世紀に刑務所内で身体測定のみならず、死刑囚の解剖等を行い、犯罪者に特有の傾向を明らかにしようとした。彼は幾多の調査の結果から犯罪を起こしやすい生物学的特徴を持つ生得的性犯罪者がいると結びつけた。その割合は当初 7 割以上としていたが、晩年には 4 割以上とした。

現在は彼の主張を全面的に支持する学者はいないといわれている。ドピナルによれば、彼の調査には不備があるとされており、恣意的な解釈に導かれた結果であるとしている。実際、彼の挙げた犯罪傾向にある人々の特性は、一般人にもみられるものであった。そして、生物人類学や医学が発達していくにつれて、優生学と同様に彼の生来性犯罪者説も退けられるようになった。

しかしながら、非行臨床や犯罪臨床を扱う学者の中では、生物学的要因説に一定の評価を与えるものが存在する。たとえば、注意欠陥・多動性障害、アスペルガー症候群、遺伝子による犯罪傾向の研究等である。

II-i-ii 学習要因説

1934 年、アメリカの犯罪学者 E.H.サザーランドの『犯罪学原理』の中で、「分化的接触理論 differential association theory」という理論が提唱された。彼の主張は「人はほかの人の影響を受けて犯罪に走る」というものである。

犯罪行動は学習によって身につけられる、ほかの人々との相互作用の過程で学習される、学習の主要部分は親密な私的集団の中で生じる、犯罪によるメリットがデメリットを上回るとき犯罪に走る、犯罪は一般人と同様の欲求の充足手段の一つである等の主張である。換言すると、行動だけでなく、動機や正当化の理由も含めて他人から学び、実行に移す、学ぶ内容は所属集団によって異なる、という主張である。

II-i-iii 環境要因説

生来性犯罪者説に対する説として、環境要因説が唱えられた。社会学派の影響を受けるリヨン大学のアレクサンドル・ラカサーニュは以下のように述べている。

私たちにとって問題はまったく逆なのです。現代の理論から借用したたとえ話をさせてもらえば、社会的環境は犯罪の肉汁培地です。ばい菌となるのが犯罪であり、犯罪は自らを発酵させてくれる培地が見つからないうちは、重要ではない要素なのです。犯罪者には人体測定的特徴をはじめとていくつかの特徴がありますが、これらは取るに足らない意味しかもっていないように思われます。それに、これらの特徴はごく普通の人たちにも見られるのです。

人体測定法の理論からはどうしても宿命論が生まれざるをえませんが、この宿命論に対しては社会的自主性というものを提唱しておきたい。もし社会環境が不完全な

めに、欠陥ある性質、犯罪を犯す性質が助長されるというなら、改革すべきはその環境であり、環境が機能する条件なのです。

社会はその社会特有な犯罪者をつくり出すというのが彼の主張であった。彼は犯罪の発生に個人的な要因が存在しないとは言わない。さらに、犯罪に結びつきやすい人間が存在していることを否定しているわけではない。しかしながら、犯罪が発生しやすい社会が存在しなければ犯罪は起こりえないとし、社会環境自体の改善を目ざすべきであるとロンブローゾに対して反駁した。

彼の意見は当初の犯罪人類学において少数は意見であったが、徐々にその数を増やしていった。ロンブローゾ自身も環境要因説に対して譲歩し、最終的に、生得的犯罪者説の維持以外はラカサーニュの意見に同調した。

II-i-iv 犯罪要因説

これまで述べてきた説を以下にまとめる。

- ① 生物学的要因説
- ② 学習要因説
- ③ 環境要因説

現在は以上の 3 つをそれぞれ別個の原因として考える論者はほとんどいないとされているが、そのうちのどれかを重視するという論調は存在している。とりわけ、①と③は対立しやすいが、両者の論理はどちらが先にあるのか、という論理の循環を示すため、いずれかの重要性を決めることは難しい。たとえば、生物学的要因を持つ人がその社会で生きていくとき、彼に対してはその社会の軋轢や、負の側面が彼に集中しやすいといえる。この場合、環境要因説が大きな影響を及ぼしているといい難い。また、逆に、環境要因を先に考えてみると、社会的な不利益や負荷を受けやすい人は、不適応やストレス性の性疾患にかかりやすく、生物学的な不利を得やすいことがいえる。また、学習要因説についても、生物学的要因が存在しているために、誤った学習をしてしまい、犯罪に走ったのである、と考察することもできる。また、環境要因により、誤った学習をしてしまうということもいえる。すなわち、**3つの説は循環してしまう。**

II-i-v 多元的原因論

これまで述べてきたような説のうち、どれか一つに犯罪原因を求めることは難しいことが指摘できる。アメリカのグリュック夫妻の『非行少年の研究』により多面的かつ統計学的に研究し科学的な見地が見出された。これは、社会学、人類学、統計学、刑法学、そのほかの分野から集まった 35 人の専門家チームで年齢、人種、知能の程度、貧困者の面が内容に選ばれた非行少年 350 人と非行のない 500 人を対象として、家庭環境から、学校、地域、身体、知能、性格、器質面と詳細に研究したものである。

10年間にわたる研究の結果、身体的、器質的、態度、心理的、社会文化的など様々な面で、統計学的に有意な差異を導き出した。このような多面的な研究で非行少年と非行のない少年を比較すると、調査した分で数十もの項目が浮かび上がる。しかしながら、いくら差をならべて組み合わせたとところで、特定の非行少年が、なぜ非行に走ったかという過程はわからない。また、再非行についても、どの種類を起こすかということも確定しないのである。

人間は、別の遺伝子を持ち、それぞれの育て方をされ、人生を送る。人間の知能、情念、意識など、どれを見ても場所や時間等の影響を受ける。こうした人間の特性は多元的原因を生み出している。ここで重要になってく視点は、犯罪原因に対して対策可能な政策を思考する際、それぞれの社会における特質を見極め、多元的原因を解明していくことである。

II-ii 現代非行と若者の問題行動

これまで、犯罪原因を理論的に考察し、それぞれの社会における傾向を究明することの重要性を述べた。続いて、現在の日本社会における青少年の間で起こる問題について考える。いじめ、薬物非行、不登校、性非行等、さまざまな問題があげられる。しかし、そのような中で、現代の青少年を特徴づける問題行動を特に指摘すると、「いきなり型非行」、「ネット型非行」、「引きこもり・ニート」そして「発達障害」の4つが注目される。

II-ii-i いきなり型非行

マスコミでしばしば少年の起こした凶悪犯罪が取り上げられる。これにより、一般的には少年による事件は凶悪化していると受け止められがちである。しかしながら、凶悪な犯罪は過去から存在しており、凶悪事件の件数は増えているともいえない。ただし、その内実は変化を遂げてきている。従来の凶悪な少年犯罪は一定の筋道が存在したとされている。万引きに始まり、恐喝、暴力犯罪などを繰り返し、非行のレベルが徐々に上昇していったのである。翻って、現代を見てみると、凶悪な非行は、特に補導歴のないような、一見普通の少年がいきなり凶悪犯罪に手を染める傾向にある。

それでは、本当にいきなり犯罪に手を染めているのであろうか。実はいきなりではなく、それなりの段階を踏んでいるということが指摘されている。親や教師には「いきなり」に見えるのであるが、前兆や前段階がしっかりと存在している。

中学生が女性教師を刺殺した黒磯市ナイフ事件では、教師たちに加害少年について尋ねると、「普通の生徒」という回答が寄せられた。この「普通の生徒」という意味について考えてみる。「普通の生徒」というとおそらく、平均的な生徒、あるいはノーマルな生徒というように考えると思う。しかしながら、ここにおいては、「自分たちは不良少年としてチェックしていなかった」という意味で使っているとされる。これは、彼が「目立つ不良グループの一員ではなかった」ということを意味している。最近の子どもたちはグループを形

成する力に弱まりが見え始めていとされる。

最近では校内暴力問題が取り出されている。これは昔の校内暴力、いわゆるツッパリ生徒教師に対する集団的反抗とは異なり、昭和 56 年頃に猛威を振るったそれは、単発的に「キレる」に代表するものである。これは、気に入らないことがあると自分をコントロールできなくなることを意味する。かつての反抗型と比べると、いわば情緒的に混乱している状態である。まるで家庭内暴力が学校で起こっているようなものである。

かつての不良集団は先輩後輩という上下関係の秩序を非常に重んじたものであった。このような古典的な非行集団は、居住地、特に地元の中学校を中心に形成される。ところが、最近の不良少年の中には、こういう集団に入ることを好まないものが出てきている。先輩に指図されたくないという人が増えてきている。**人間性の希薄化に伴い、都市の繁華街や、駅周辺に集まりそこで仲間を形成する集団が存在する。**ここでは、関係性が薄いがために犯罪が凄惨性を帯びる。そして、そもそも集団に入ることができない、望まない少年たちも存在する。彼らはそれぞれに問題を抱えている傾向にある。以前であれば同じような問題を抱えた子どもたちがグループを形成していた。ところが、現代の少年たちはなかなか集団化しないのである。そのため、彼らは目立たず、「いきなり」犯罪を起こしたように見えるのである。

集団化できない状況は、**人間関係の希薄化**により発生している。世間では一般に少年犯罪は凶悪化しているとされている。実際、9 割強が内閣府発表のアンケートにおいて、「少年による重大な事件が依然と比べて増えていると思う」と答えている。また、平成 13 年の同様の調査と比較しても、「低年齢化」や「凶悪・粗暴化」をその特徴にあげているものが増えている。しかし、実際にそうであるかを見てみると、現在は決して凶悪事件が多いとは言えないと指摘されている。全盛期の昭和 60 年と比べて、殺人、強盗、強姦、障害、暴行、脅迫、恐喝の主要 7 犯罪は現在、半減している。しかしながら、犯罪の質は変化してきている。それはコミュニケーションをうまく図れないことに起因する犯罪であるということである。友人から悪い誘いを受けたら断れるか、との問いに対して断れないと回答した中学生のうち、気持ちがあはつきり言えない、断るのが怖い、人間関係の悪化が嫌であると答えた者は合計で **9 割に迫るものであり、コミュニケーションに問題を抱えていると考えられている。**彼らは友人との関係に気を配る。何よりも友人に嫌われ、関係が壊れ、孤立することを恐れる。そのためには自分の気持ちを抑え、友人に合わせなければならない。広く浅く付き合い、明るく振舞い、ユーモアで笑わせるよう気を遣う。過剰なまでに我慢と順応性が強いられている。

ネット型非行もインターネットを用いた非行であり、現代の若者の問題行動に共通するものはコミュニケーション不全であるといえる。これらの原因として、自己愛の問題が潜んでいるとされる。自己愛には不健全な自己愛、健全な自己愛が存在する。不健全な自己愛は実力もないのにプライドだけが高かったり、横柄な態度をとったりすることをもたらす。自分勝手な論理で行動したり、他人を思いやるような**共感性**に欠けていたりする。彼

ら、不健全な自己愛を持った者たちは傷つきやすい。そのため、対人関係で簡単に傷ついてしまう。尊大な態度をとるが、それは弱々しい真の自分の上に肥大した偽りの自分が乗っているからである。実際は、ちょっとした非難や批判にぐらぐらとゆれている。傷つきやすいのはそのためである。彼らは自分の意見をすこしでもけなされるとひどく怒りを爆発させるのも同様である。このような自己愛傾向の強い人が起こす怒りの爆発を H.コフートは「自己愛的激怒」(narcissistic rage)と呼んだ。

なぜこのような自己愛的な子どもになるのかというと、**親の自己中心的な態度**があげられる。このような親は自己満足のために、自分の理想や願望を子どもに一方向的に押し付ける。これが不健全な自己愛を成育させる原因である。偽りの自分を形成し、自分勝手に共感性の乏しい人格、脆弱で傷つきやすいナルシストを作っていく。

最近の「キレる」現象は、まさにこの自己愛的激怒のひとつの現れといえる。彼らは傷つくことを恐れるため、閉じこもる(ひきこもる)か、尊大な態度で自己を防衛する。後者は凶悪事件と関連する。

II-ii-ii インナーチャイルド

前項の親の養育態度に関連して、インナーチャイルド問題がある。非行少年の親が子どもを愛することができないのは、自分自身の幼少期がみじめであったからだとされている。親は、子どもをかわいがらねばと頭でどれほど強く決心しようと、また、カウンセラーが説得し、教えたとしても、そのような理性的アプローチは、まったく意味がなく、親の態度は変わらないという。大切なことは、頭よりも体である。児童虐待の親がそうであるように、親自身が実はその親から虐待同様のひどい育てられ方をした人である、ということがあるように、非行少年の親も悲惨な境遇で育ったことが多い。一種の「世代間連鎖」のようなものである。

II-ii-iii 発達障害

最近までは環境要因による犯罪説明が生得的要因説を亜圧倒していたが、徐々に、その説明だけでは解明できない問題が出てきた。それは、発達障害者である。発達障害は脳の働きに原因があり、「生まれつき」で一生続くが、環境次第で障害が目立たなくなり、適応的になるとされている。

一般に、発達障害が現れる割合は以下のとおりであるとされている。

学習障害 (LD) . . . 4.5%

注意欠陥・多動性障害 (ADHD) . . . 2.5%

広汎性発達障害 (PDD) . . . 0.8%

PDD(=自閉症スペクトラム障害)とは「自閉症」という呼称が、一般的用語である。「自閉」の語義から誤解を与えやすいので、「広汎性発達障害」が用いられるようになった。PDDの特徴としては、

①社会性の障害

・・・他者との交流がスムーズにいかない

②コミュニケーションの障害

・・・言葉を発しても、コミュニケーションの道具
になっていない

③想像力の障害

・・・見たことのないものを思い浮かべることが
できない、こだわり
などがあげられる。

PDD と ADHD について、「場違い」「常識はずれ」「落ち着きがない」「不注意」なことをして、イジメの「何度も同じ間違いをする」対象にため叱られてばかりな状況が、親のしつけ不足や、愛情不足と決め付けられやすい。そのため、本人やその親に無力感、対人不信感が強まる。そして、生来の不器用さ、バランスの悪さや周囲の無理解（無気力）による孤立や刺激に対して過剰に反応することなどを通して、PDD は奇異な非行を ADHD は衝動的な非行を起こすとされている。

しかしながら、2002 年度の文部科学省の司法事例調査によると ADHD が 2.5%、PDD が 0.8%であり、発達障害の出現率と比べてさほど差が見出せない。したがって、発達障害を発達障害であるがゆえに犯罪に走っていると決め付けることは難しく、むしろ環境要因など、他の要因が相互に作用していると考えられる。

II-ii-iv 行動化

人が日常、家庭、学校、職場などで矛盾や困難、誤解、虚偽に遭遇すると、不満、怒り、悲嘆、不安などの感情が自分の心の中でわきおこってくる。この感情を意識化し、それを必要な関係者に言語的に伝達することができれば問題が起こることはない。行動化とは、言語表現ができなくて、感情を行動で表現してしまうことをいう。もちろん、このような感情の行動による表現は「八つ当たり」という表現にも見られるように、必ずしもその感情を起こさせた対象や原因に対して正しく表出されるとは限らない。本能衝動や欲求とそれを意識化し問題解決の計画までの思考過程を「体内コミュニケーション」と呼ぶ。これをスムーズに言語化するように訓練する必要がある。

健全な人は言語表現をして社会的に適応的な行動がとれるのに、なぜ、非行少年は情動をすぐ行動化してしまうのか。彼らは幼少期においても児童少年期においても、「民主的、許容的な人間関係」に恵まれなかったのである。人は、乳幼児期においては、衝動の塊のような存在である。子どもは、排せつしたいときに排せつする。空腹になれば、時も場所も見境なく授乳を要求して泣き叫ぶ。親は、時代や社会を超えて、このような願望や欲求を無条件に充足してやることによって子どもを育ててきた。子どもは、社会との交渉において、次第に衝動をそのまま充足したり、表出したりする代わりに、言語によって表現す

ることを教えられ、時には、衝動を制止することを教えられる。それが「しつけ」である。それは、「トイレット・トレーニング」であり、朝は定時に「起床すること」「洗面すること」「好き嫌いを言わぬこと」「勉強すること」などである。これらの行動は本能衝動のままに安易に生活することではなく、衝動、欲求を制止し、**親の命ずる規律に従うことである。**

親によって本能衝動のコントロールを十分学習できた子どもは、一定の規律が要求される「学校」という集団生活においてもそれに適応しうる。だが、このような幼少期の愛情に裏打ちされた訓練を受けえなかった子どもは自由奔放な衝動を自分で十分に飼いならしていないため、集団の規律と衝突する。当然、規律の管理者である学校の先生や警察との間でトラブルを起こす。

少年は衝動を「言語化」することによって、欲求充足の方法を見出すことが可能となる。これが「対人コミュニケーション」の促進ということである。

II-ii-v 対人コミュニケーション

とりわけ、近年においては対人コミュニケーション能力に乏しいといわれている。いきなり型犯罪の発生や、集団的犯罪の発生から説明できる。

2000年の共犯事件、集団事件の割合は半世紀前と比べて倍増している。集団的な事件といえば、少年ギャングのような強固に結束した非行グループによる犯行をイメージしがちである。しかし、実際はそのような集団化は起きていない。

かつての非行少年たちにとっては仲間との関係は第一義的なものであった。彼らの犯罪は、仲間との連帯を強化し、グループへの忠誠を確認する手段として機能していた。すなわち、仲間との関係を維持するために犯罪に手を染めるケースが多かった。しかし最近はそのような犯行は行われにくくなっている。一見すると集団的に見えていても、彼らは集団に対して強いコミットメントを有していない。これがゆえに仲間からの誘いに断りきれずに犯行に及んでしまうことが多いと指摘されている。さらに、常にそのグループの中でうまくやっていくことを意識しているがゆえに、彼らはそのグループに常駐しており、一見すると集団で存在するように見える。警視庁のある少年相談担当管理官は、「凶悪犯罪をした中に『友達から誘われて断り方がわからなかった』という子がかなりいる。自分の意思表示をするのが苦手な子が増えている」と述べている。平成10年版の犯罪白書では、多人数による犯罪は増えているものの、仲間同士の絆は逆に弱まっていると指摘している。

これは、ひとえにコミュニケーションをとる方法がわからない状態が繋がりの弱い集団化をもたらしているといえる。こうして周りに流され、犯罪に手を染めてしまう状況が存在している。実際、非行少年と席卷した弁護士に対するアンケート調査では、強盗致傷、傷害致死などの凶悪犯罪を起こした理由の5割以上に交友関係の影響が存在するという見解が示されており、周りに流されながら犯罪に手を染めてしまう現状が垣間見える。

さらに、少年による凶悪犯罪を見てみると、強盗は摘発件数の過半数を占め、そのうえ

増加傾向にある。しかしながら、その内実を見てみると、ひったくりや万引きなどの会話を用いないものが多い。強盗と聞いて想像するものは凶器を用いて金銭を脅し取るもの、脅しが聞かない場合によろやく凶器を使用するものであると思われるが、ここにはその「脅す」というプロセスが抜け落ちている。つまり、いきなり凶器を用いる、凶器を用いなくとも無言で奪う。オヤジ狩りで摘発された或る少年と話した家庭裁判所調査官は、抵抗できないように暴行してから金を奪うほうが、脅しをかけるよりも楽であるという話を聞いて衝撃を受けたと話している。オヤジ狩りに象徴される強盗致傷の90%は集団によるものである。

II-ii-VI犯罪抑止力としての他者の不在

我々は時と場を共有する見知らぬ人間に対して、無関心である。見知らぬ人と出会うとき、そこには匿名性の関係が生まれる。電車や繁華街などにおける関係である。お互いに無関心を装うことでプライバシーや体面を守っている。これは、字面だけ見れば無関心ではあるが、他者を意識していることが前提となっていることは明白である。

しかしながら、少年たちは社会という宇宙から切り離され、島宇宙に存在している。彼らは彼らの内部で世界が完結しているのである。これにより、外部に対して関心を持つこともないし、コミュニケーションをとることもない。存在を認めていないので、無視どころか無関心であり、冷淡にふるまうことが可能である。

以上のように考えると、少年はそもそも、被害者に対する想像力に欠如しており、衝動的な、「いきなり型」非行を促しているといえる。また、他者への関心がないため、他者から少年に対するまなざしも欠如している。そのため、自分の行動を顧みることが難しい。つまり、犯罪を起こすハードルが低くなっているのである。

II-iii非行原因調査

これまで、理論的な枠組みで少年非行の原因を分析してきた。つづいて、实际的に、日本弁護士連合会が調査した非行原因調査についてみてみる。

表1 非行原因に関する回答

	家庭	交友	学校	意志の弱さ	規範意識の欠如
割合	54%	45%	13%	23%	20%

II-iii-i 家庭問題

①虐待

日弁連の調査によると、家庭の問題に起因し犯罪に手を染めてしまった割合は全体の5割を超えている。何らかの虐待を経験したことのある少年は全体の約60%に及んだ。特に、親による自己投影の行き過ぎによる心理的虐待が指摘されている。一見問題の内容に見える少年が、親の期待にこたえきれずに非行に走ってしまうケースが見られるのだ。

②しつけ

厳格にしつけた場合、それを子ども側がどのように感じているかによって、逸脱行動に走るか否かに言及できる。すなわち、受けてである子どもが虐待であると認識している場合は逸脱行動が多く、そうでないと感じている場合は逸脱行動が少ないのである。

II-iii-ii 交友の問題

非行傾向のある少年は駅やコンビニなどに集団となるケースが見られる。彼らは、グループでいると楽しかった、安心した、という回答をするが、集団暴行などの違法行為を繰り返して起きている少年達は、早く抜け出したかった、という回答が多く寄せられた。彼らは、居場所を求めていることが多く、彼らに対して居場所を提供できていない現状が非行の原因のひとつとして作用しているのではないか。

II-iii-iii 学校の問題

非行の原因として「学校」直接を挙げるものは「家庭」や「交友」の数ほど多くはない。しかし、そもそも、いじめ、学業不振、不登校の退学などをきっかけに、学校から離脱して、非行に走り、非行グループに入って非行文化に染まっていく場合が少なくない。調査によれば、大多数は学校に対して不満を抱いていた。

II-iii-iv 規範意識

少年の規範意識が低いために、少年非行を起こしたという図式はそのまま当てはまらないことが判明している。彼らは、身近な集団に対しては正義感を持っている。しかしながら、自分が所属するグループ以外に対しての正義感が欠如している傾向にある。この意味で言えば、彼らには広い意味では規範意識が低いといえる。

II-iv 原因分析をまとめ

これまで、犯罪の起こる理論的な面と、実際の原因調査による側面から少年非行の原因を分析してきた。以下にそれらをまとめる。

犯罪学上の原因考察、すなわち、生物学的要因説、学習要因説、環境要因説またそれらを複合的に考えた多元的原因論。

現代日本における非行原因の理論的考察、すなわち、人間関係の希薄化、親の養育態度や発達障害等。

そして、犯罪の決め手となる行動化(抑止力の低下、コミュニケーション不全)。

最後に、実際のデータに基づく家庭問題、交友問題、学校問題、規範意識の影響。

つまり、犯罪学上の見地から多元的原因論を導き出し、日本社会における犯罪原因の傾向を見出した。したがって、この原因に対する政策をまず打つ必要がある。さらに、行動

化の決め手となる原因を解決する政策を打つ。

すなわち

- ①人間関係の希薄化
- ②親の養育態度・家庭問題
- ③発達障碍
- ④抑止力低下
- ⑤コミュニケーション不全
- ⑥交友問題
- ⑦学校問題
- ⑧規範意識

以上の原因に対する政策を打つべきであるとする。

III政策

原因分析を踏まえ、以下の政策を志向する。

- ①人間関係の希薄化・④抑止力の低下・⑧規範意識
 - ・・・ボランティアを活用した地域における関係性の構築
- ②親の養育態度・家庭問題(虐待・しつけ)
 - ・・・こんにちは赤ちゃん事業・両親学級
- ③発達障碍
 - ・・・啓発活動
- ⑤コミュニケーション不全
 - ・・・学校教育の場における SST
- ⑥交友問題・⑦学校問題
 - ・・・居場所の創出

III-i ボランティアを活用した地域における関係性の構築

・・・①人間関係の希薄化・④抑止力の低下・⑧規範意識

1988年から東京家庭裁判所で開始した、非行少年による特別養護老人ホームでのボランティア活動がある。これは画期的な成功を収めている。少年たちは老人の食事や入浴などの介護によって老人たちから心から感謝され、自分が初めてほかのひとの役に立ったことにおおきなよろこびを感じる。そのうえ、必死に生きようとする老人たちの姿に接して感動し、そこで黙々と働く職員やボランティアの人たちの姿に、これまで自分の周囲では決して見ることがなかった大人を見出すことができ、感動できたとしている。人はほかの人の役に立ったとき、初めてこの世に自分の確かな居場所を見つけることができる。少年は確かな手ごたえのある活動を体験し、ほとんどが再犯を起さなかった。

ラベリング理論にしたがえば、犯罪の恐れのある人に対して集中的にこうしたボランティアに参加させることは、彼らに対して非行のおそれのある人間であることの意識がもたらされ、実際に非行へと突き進んでしまう可能性がある。したがって差別なくこうした体験を一律に受けることが期待される。その場として有用だと考えられるのは中学教育におけるボランティアである。小学生では難しいが、中学生では職場体験を実施しているように、その行為に責任感を持って臨むことができる。老人ホームや地域の清掃活動などに一律的かつ継続的に参加することにより、少年の非行を予防できると考えられる。

また、抑制機能の点から見ても、地域におけるボランティア活動を続けることにより、同年代のみではない他世代の思考や生活様式に触れ合う機会が増加するため、想像力を養うことに寄与すると考えられる。この結果、周囲への無関心は減少し、非行予防につながると考えられる。

III-ii こんにちは赤ちゃん事業の拡大

・・・②親の養育態度・家庭問題(虐待・しつけ)

こんにちは赤ちゃん事業という、乳児家庭への全戸訪問事業が行われている。これは、主に虐待を防ぐために実施されている制度であり、乳幼児をもつ家庭に訪問員が訪問し、子育ての悩み等を聞くものである。虐待リスクを発見し、その後の支援活動につなげている現状にある。この事業の際に虐待リスクを見出した場合、継続的な支援につなげることに加え、中学生、高校生期においてもそのリスク要因をもつ家庭に対して支援を継続する。

また、虐待に対する政策は筆者の過去の研究を参照されたい。

III-iii 発達障碍対策

・・・③発達障碍

発達障碍に関して、犯罪との親和性が一般人と比べてほとんど変わらないことを原因分析でのべたが、本レジュメで扱う政策では彼らのリスク要因を解決できないため、別個に政策を施す。というのも、原因分析のとおり、発達障碍は生まれつきのものであるため、犯罪学的アプローチ、すなわち、生物学的要因と環境要因との循環的考察の入り込む余地が無いように思われるのであり、彼らの生きづらさに対して支援を行う。具体的には、発達障碍者に非行と処分に関する正確な知識を与える。環境側（親、教師）が障害を理解し、連携する。可能な限り、本人にも障害を告知する。程度や併存症に応じて医療機関と連携することなどが挙げられる。

III-iv 学校教育の場における SST

・・・⑤コミュニケーション不全

コミュニケーション能力の不足に対する学校教育の場における SST

原因分析で述べたように、少年が非行に至ってしまう原因として、行動化があげられる。

この行動化を防ぐ際にはコミュニケーション能力を身につけることが重要である。SST とはコミュニケーション能力を向上させることに特化した社会生活の技能訓練で、虐待を受け、傷を負った子どものうち、7割強は難なくコミュニケーションを取り交わせるまでに回復している。また、アメリカの大学中退率は半数を超えるが、SST を施した大学では、95%が卒業を遂げている。この SST は義務教育において施す。義務教育の段階は人との接し方を学んでいくものだが、人間関係の希薄化に伴い、それが困難になっている。そのため、SST を行い、コミュニケーションのスキルを向上させる。そして、その実践の場として同世代が多数存在する学校、家族が存在する家庭に加えて、年代、性別を特定しない地域での実践がよりこの SST を有効なものとするであろう。学校教員が SST プログラムを実施することができるか、という疑義を呈されるかもしれないが、10 時間の研修を受けることにより指導することができるようになるので可能である。これは、ロールプレイのように、ケースごとにマニュアル化されているからである。つまり、学校教員でも十分実行可能なのである。

III-v 居場所の創出

・・・⑥交友問題・⑦学校問題

SST やこんにちは赤ちゃん活動の強化、地域社会におけるボランティアを行っていくことで共感性やコミュニケーション能力の向上が見られ、学校における不応も減少していくと考えられる。学校という集団的生活をある種強制される社会においては、自己を見出せない状況が存在しているなかにあっては、方向性として、生徒一人ひとりの存在を認めるような試みが必要になってくる。福島県三春村町の桜中学校では学習や修学旅行、職場体験での生徒発表、クラスでの一分間スピーチ、受賞スピーチ等々の発表を通じて、仲間意識や連帯感が強められている。結果として、桜中学校は代わり、生徒は落ち着いた生活のなかで、他の存在を認め合い、自らの生き方を見つめながら夢を育て、教職員も彼らを支援している。こうした取り組みの結果、いじめ・不登校はもとより、非行の撲滅に成功した。このような取り組みを参考にして、各学校において生徒の居場所を創出していくことが重要である。

IV 結

最後までお読みいただきありがとうございました。

参考文献

石川義博(2007)『少年非行の矯正と治療』金剛出版

大村英昭(1999)『非行の社会学』世界思想社

黒川昭登・上田三枝子(2002)『少年非行とカウンセリング』朱鷺書房

玉井正明・玉井康之(2002)『少年の凶悪犯罪・問題行動はなぜ起きるのか』ぎょうせい

- 土井隆義(2004)『<非行少年の消滅>—個性神話と少年犯罪—』信山社出版
- 日本弁護士連合会(2001)『少年犯罪の背景・要因と教育改革を考える—とどいていますか、
子どもの声が一』日本弁護士連合会
- 村尾泰弘(2012)『非行臨床の理論と実践——被害者意識のパラドックス』金子書房
- 山本智也(2005)『非行臨床から家庭教育支援へ—ラボラトリー・メソッドを活用した方法論
的研究—』ナカニシヤ出版

参考 URL

藤川洋子『少年非行と発達障害』

<http://www.niye.go.jp/kikaku_houkoku/upload/project/268/268_23.pdf>最終
閲覧日 2月 18日

『【増補】社会は逸脱者を必要とする』

<http://uramonken.at.webry.info/201208/article_2.html>最終閲覧日 2月 18日